

駒場中学校の部活動に係る活動方針

1 方針策定の趣旨等

- 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「音更町立学校に係る部活動の方針」を参考とし、「駒場中学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定する。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、怪我の防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけでなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的かつ効率的・効果的に行うものとする。
- 本校は本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。
- 本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

2 部活動の意義

（1）本校の部活動の位置づけ

- ①部活動は、授業・学級活動・各種行事・生徒会行事に次ぐ「生徒が自主的に参加し自発的に活動を行う」本校の教育活動の一つである。
- ②本校においては、多くの生徒がいずれかの部活動に所属して活動することを奨励する。

（2）部活動の特質

- ①学年や学級の所属を離れた異なった学年集団である。
- ②共通の興味と関心を生徒が追及する活動である。
- ③顧問の指導・指示の下での生徒の自主的・自発的活動である。

（3）部活動の教育的意義

- ①社会性を養う。
 - ・他学年や他学級の生徒との協力や望ましい人間関係を構築する。
 - ・部活動、対外的な活動を通して、礼儀や作法、ルール、マナーを守る心を育成する。
- ②個性の伸長を図る。
 - ・興味、関心を伸ばし体力や技能を高める。
- ③自主性を養う。
 - ・自ら率先して参加し活動する。

3 部活動の種類

野球（男女） サッカー（男女） 剣道（男女）
バレーボール（女） ソフトテニス（女）

※ 部活動顧問は2人以上の体制を基本とし、教職員の希望を尊重し校長が決定する。

※ これまで少年団等で活動しており、設置部以外の中体連・中文連の大会出場希望者がいる場合は引率をする。

※ 今後の生徒・教員数の推移、施設・設備等を考慮し、部活動の新設はしない。

4 入部について

- (1) 生徒は3年間同じ部で活動することを原則とする。
- (2) 生徒は入学時に部活動についての十分な説明(部活動説明会)を受け、見学・仮入部期間を経て入部届を提出する。
- (3) 入部届は保護者と本人の責任において学級担任を通して各部顧問に提出する。
- (4) 複数の部活動への入部に関しては原則として認めない。
- (5) 学期途中の入部については、保護者及び学級担任・顧問と十分に相談した上で判断する。
- (6) 各部の顧問は部活動名簿と部活動連絡網を作成し、部活動代表者会議事務局に提出する。提出された名簿と連絡網は事務局が施錠される場所に保管しておく。

5 退部について

- (1) 退部の際は、生徒は十分に担任・顧問及び保護者と相談し、保護者の確認の上、退部とする。
- (2) 活動の目的にそぐわない場合や顧問の指導・指示に従わない生徒・保護者がいた場合は、保護者及び学級担任・顧問と相談の上、退部の措置をとる場合がある。また、指導要録や通知表にはその年度の活動の記録を記載しない。
- (3) 保護者の経済的な支援が不可能な場合は退部の措置をとる場合がある。
例 1年間の活動を終えた時点で部費が滞納されている場合など。

6 活動上のルール

(1) 活動日・活動時間

※①②とも準備・片付け(終わりのミーティング)の時間は省く

- ① 授業日においては、放課後2時間程度とする。
- ② 休業日においては、3時間程度とする。
- ③ 課業日の朝練習は行わない。
- ④ 活動時間は1年を通して18時までとする。
- ⑤ 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日1日、土曜・日曜いずれか1日)ただし、大会直前や部活動の特性を踏まえ、原則通りの運用にならない場合は休養日の年間累計が104日以上となるようバランスを考える。
- ⑥ 学校閉庁日は休養日とする。
- ⑦ 次に掲げる日は活動を停止する。

3日前・・・定期テスト、体育祭

前日・・・文化祭、卒業式

当日・・・入学式、卒業式、終業式、体育祭・文化祭の振替休日

※定期テストの実施日は、学習時間が確保できるように教務部と調整する。

※大会直前など特別な場合は、担当顧問が教職員全体に事前に申し出、了承を得る。ただし、その場合も停止期間の意義を踏まえ短時間の練習とする。

- ⑧ 練習は顧問がついて行うことを原則とする。
 - ⑨ 会議・研修中に活動をする場合は、安全面に十分配慮しながら活動してもよい。
- (2) 部活動のある日はすみやかに活動場所に行き、下校の際も速やかに帰宅する。
 - (3) 荷物は活動場所へ持っていき、活動終了後、教室へは戻らない。
 - (4) 電気、戸締り(鍵)、暖房等については、最後に顧問が確認する。
 - (5) 着替えを必要とする部は、更衣室を使用する。
 - (6) 帰宅時間が遅くなる場合については、家庭への連絡を徹底する。
 - (7) 冬季期間の体育館使用割り当ては部活動代表者会議で調整する。

(8) 部活動で登校する時も学校生活のルールを守る。

- ① 服装は制服または指定ジャージ・練習着とする。
- ② 自転車のルールや駐輪場所を守る。

7 部活動の存続について

(1) 部活動の存廃については、生徒数の推移を見て、毎年4月の新入生入部希望調査の段階で見直しを考える。

(2) 4月の入部希望調査において、現部員の他の部への移籍や、新入生の加入がない等の理由で以下の人数に満たなかった場合には、合同チームを編成するか、部活動の休部・廃部を協議し、今後の新入部員の募集停止等を考えるものとする。

- ① 団体競技・駒場中学校単独でチームが成立せず大会に参加できなくなった場合
・野球 9人 ・サッカー 7人
・バレーボール 6人

- ② その他・学校として指導者の配置や安全確保など、部の体制維持が難しいと判断した場合はその都度考慮し廃部を検討する。その場合、少年団が運営されていない競技に重きをおく。

(3) 廃部となった場合の対応

- ① 2・3年生について

3年生の夏季中体連大会まで他校との合同チームを組むなどして部活動としての活動を認める。また、希望により他の部への移籍を認める。

- ② 入部届けを出したが廃部となった1年生について

入部届を受理せず返却する。改めて別の部活動に入部することを認める。その場合、新たに仮入部の期間を1週間設定する。

(4) 4月の入部希望調査において、秋(新人戦)以降、部員数が上記(2)に満たない場合、活動は認めるが、休部・廃部の協議を始める。また、希望により他の部への移籍を認める。

8 部活動代表者会議

- (1) 部活動に関する報告・連絡・相談の検討を行う。
- (2) 部活動代表者会議は、教頭と各部顧問1名で構成する。
- (3) 教頭が代表を務める。
- (4) 開催は必要に応じて行う。

9 その他

- (1) 設置部顧問は、年度当初に一年間の計画を、毎月事に練習計画・報告を校長に提出する。
- (2) 校長は、年度当初に本方針の概要をPTAに説明する。その後、設置部顧問は保護者(後援会)に、活動計画・内容、必要経費等について説明する。
- (3) 部活動に係る相談・要望窓口は学校とし、教頭が担当する。

10 規約の改廃

- (1) この規約は令和2年4月1日より施行する。
- (2) 規約の改廃・検討にあたっては、事務局で原案を作成し、部活動代表者会議で検討、職員会議で確認し、校長が決定する。